

## 海外事業法人買収等資金に係る出資及び債務保証採択審査基準

平成 28 年 11 月 18 日  
2016 年（評価）業務通達第 88 号  
最終改正 令和 3 年 7 月 1 日

### 1. 目的

この通達は、石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化のうち海外事業法人買収等資金に係る出資細則（2016 年（推進）業務細則第 36 号）第 9 条及び海外事業法人買収等資金に係る債務保証細則（2016 年（推進）業務細則第 37 号）第 7 条の規定に基づき、業務方法書第 5 条第 5 号に掲げる出資の対象案件及び第 11 条第 4 号の債務保証の対象案件の採択審査を行うために必要な審査項目及び審査基準等を定め、もって採択審査の適正な実施に資することを目的とする。

### 2. 審査項目及び審査基準等

出資の採択審査にあたっては別表 1 の審査項目及び審査基準等、債務保証の採択審査にあたっては別表 2 の審査項目及び審査基準等にそれぞれ基づき、総合的に審査を行うものとする。

#### 附 則

この業務通達は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

#### 附 則

この業務通達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この業務通達は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

#### 附 則

この業務通達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

【別表1】海外事業法人買収等資金に係る出資採択審査基準

A. 海外事業法人評価

審査項目	審査基準等	開発生産	探鉱事業のみ
1. 技術的事項			
(1) 資産評価			
① 生産資産評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要油ガス田について原始埋蔵量、可採埋蔵量、生産計画、開発計画、液化設備計画、パイプライン設備計画、開発費、建設費、操業費が下記のとおり評価されていること。また、これらの油ガス田操業実績がその計画との比較が評価されていること。</li> <li>・ 実施確実な探鉱作業があれば、作業内容及び費用が評価されていること。</li> </ul> <p>(原始埋蔵量、可採埋蔵量)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震探鉱データ及び生産履歴データに基づいた適切な地質モデルから原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。</li> <li>・ 地質モデルによる原始埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データと整合性のあるパラメーター(ネット岩石容量*、孔隙率、油ガス飽和率、容積係数等)により原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。</li> </ul> <p>* 油ガスを胚胎可能な岩石の容量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の地質モデルに基づいた適切な油ガス層モデルから可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。</li> <li>・ 油ガス層モデルによる可採埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データ(坑井データ、油ガス層データ、産出テストデータ等)と整合性のある可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。</li> </ul> <p>(生産計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可採埋蔵量及び開発計画と整合性がある生産計画及び操業計画が策定されていること。</li> <li>・ 当該油ガス田又は近隣油ガス田等における生産実績や操業実績等の既存データに照らして、妥当な計画が策定されていること。</li> </ul>	○	-

(開発計画)

- ・ 油ガス田状況(地質／油ガス層条件、周辺インフラ等)を踏まえた開発概念が採用されていること。
- ・ 生産計画に見合った坑井数、配置及び掘削諸元となっていること。
- ・ 生産計画に見合った生産・処理・出荷設備であり、設計条件が適切であること。
- ・ 開発工程が適切であること。

(開発費、操業費)

- ・ 開発計画及び生産計画と整合性があること。
- ・ 各費用の見積額が周辺地域の実績等に照らして適切であること
- ・ 油ガス田状況(地質／油ガス層条件、周辺インフラ等)を踏まえた開発概念が採用されていること。

(液化設備)

A. 主要設備詳細

- ・ 天然ガス液化施設・液化天然ガス出荷に適切な立地であること。
- ・ ユニット(受入、前処理、液化、貯蔵、出荷、付帯設備、輸送船、受入基地等)／プロセス(脱水、脱酸ガス、液化等)を明確にした全設備の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。
- ・ 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。

B. 操業計画

- ・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。
- ・ 販売契約と整合性がある出荷運行計画が策定されていること。
- ・ スタートアップ、シャットダウン計画が適切に計画されていること。
- ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。

C. 操業費

- ・ 操業費が操業計画と整合性があること。
- ・ 操業費の見積額が近年の液化プラントコスト動向と照らして適切であること。

(パイプライン設備)

A. 主要設備詳細

- ・ 輸送流体の性状を含む設備設計条件が適切に設定されていること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイプラインルートが通過周辺地域の地理的条件に加え、環境・安全等の観点から、適切に選定されていること。また、必要な地域対策等が講じられていること。</li> <li>・ 各構成設備(パイプライン、昇圧ステーション、監視制御システム)が適切に設定されていること。</li> <li>・ 出荷、輸送設備能力について、その考え方が明確になっており、適切な余力をもって設計されていること。</li> </ul> <p>B. 操業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。</li> <li>・ 石油等の購入契約、販売契約、輸送契約等と整合性がある通油(ガス)計画が策定されていること。</li> <li>・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。</li> </ul> <p>C. 操業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業費が操業計画と整合性があること。</li> </ul>		
② 開発資産評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発移行済み又は開発移行が確実と見込まれる主要油ガス田について、原始埋蔵量、可採埋蔵量、生産計画、開発計画、液化設備計画、パイプライン設備計画、開発費、建設費、操業費が評価されていること。</li> <li>・ 開発プロジェクトの進捗とその計画との比較が評価されていること。</li> <li>・ 新技術の適用がある場合は、またその適用に際してコントラクターとの関係など適切な実施体制が構築されていること。</li> </ul> <p>(原始埋蔵量、可採埋蔵量) 上記①記載の原始埋蔵量、可採埋蔵量と同じ。</p> <p>(生産計画) 上記①記載の生産計画と同じ。</p> <p>(開発計画) 上記①記載の開発計画と同じ。</p> <p>(開発費、操業費) 上記①記載の開発費、操業費と同じ。</p>	○	-

(液化設備計画)

A. 全体概要

- ・ 建設・操業プロジェクト計画全体が適切に立案されていること。  
(プラント立地条件、プラント能力(ガス前処理設備能力/ガス液化能力/コンデンセート製造能力)、プラント配置、技術基準、製品の品質、操業体制等が天然ガス供給想定ガス田及び液化天然ガス販売契約等と整合性があること。)
- ・ 適切に液化プロセスの選定がなされ、技術的なリスクが少ないこと。(同プロセス又は類似プロセスの実績、安全性、利用可能なライセンサーかどうか、ガス組成への対応、エネルギー原単位と初期投資のバランス等の観点から)

B. 主要設備詳細

- ・ 天然ガス液化施設建設・液化天然ガス出荷に適切な立地であること。
- ・ ユニット(受入、前処理、液化、貯蔵、出荷、付帯設備、輸送船、受入基地等)／プロセス(脱水、脱酸ガス、液化等)を明確にした全設備の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。
- ・ 選定した各ユニット／プロセスは十分な実績が確認されていること。実績が少ない場合は、技術的検証がなされていること等により、安全性、稼働率等の点から適切に操業可能と見込まれること。
- ・ 各ユニットの定格能力設定(熱・物質収支等)の考え方が明確かつ適切であること。
- ・ 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。

C. 建設計画

- ・ 天然ガス液化施設建設・液化天然ガス出荷に適切な立地であること。
- ・ ユニット(受入、前処理、液化、貯蔵、出荷、付帯設備、輸送船、受入基地等)／プロセス(脱水、脱酸ガス、液化等)を明確にした全設備の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。
- ・ 選定した各ユニット／プロセスは十分な実績が確認されていること。実績が少ない場合は、技術的検証がなされていること等により、安全性、稼働率等の点から適切に操業可能と見込まれること。
- ・ 各ユニットの定格能力設定(熱・物質収支等)の考え方が明確かつ適切であること。
- ・ 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。

D. 建設計画

- ・ 建設工程等が適切に設定されていること。
- ・ 建設を円滑に遂行する体制が構築されていること。

E. 操業計画

- ・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。
- ・ 販売契約と整合性がある出荷運行計画が策定されていること。
- ・ スタートアップ、シャットダウン計画が適切に計画されていること。
- ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。

F. 建設費・操業費

- ・ 各設備の建設費の見積額が適切であること。
- ・ 建設計画及び操業計画と整合性があること。
- ・ 各費用の見積額が近年の液化プラントコスト動向と照らして適切であること。

G. その他

- ・ 非技術的事項に係る評価において、契約条件その他から、ガスを供給するガス田の生産動向が、液化事業の経済性等に重要な影響を及ぼすと判断される場合、当該ガス田の可採埋蔵量、生産計画等と整合性がある液化計画が策定されていること。

(パイプライン設備計画)

A. 全体概要

- ・ 建設・操業プロジェクト計画全体が適切に立案されていること。  
(始点・終点、口径、圧力、輸送量、パイプ仕様、付帯設備等が想定油ガス田及びパイプライン通油契約等と整合性があること。)

B. 主要設備詳細

- ・ 輸送流体の性状を含む設備設計条件が適切に設定されていること。
- ・ パイプラインルートが通過周辺地域の地理的条件に加え、環境・安全等の観点から、適切に選定されていること。また、必要な地域対策等が講じられていること。
- ・ 各構成設備(パイプライン、昇圧ステーション、監視制御システム)が適切に設定されていること。
- ・ 出荷、輸送設備能力について、その考え方が明確になっており、適切な余力

をもって設計されていること。

C. 建設計画

- ・ 輸送流体の性状を含む設備設計条件が適切に設定されていること。
- ・ パイプラインルートが通過周辺地域の地理的条件に加え、環境・安全等の観点から、適切に選定されていること。また、必要な地域対策等が講じられていること。
- ・ 各構成設備(パイプライン、昇圧ステーション、監視制御システム)が適切に設定されていること。
- ・ 出荷、輸送設備能力について、その考え方が明確になっており、適切な余力をもって設計されていること。

D. 操業計画

- ・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。
- ・ 石油等の購入契約、販売契約、輸送契約等と整合性がある通油(ガス)計画が策定されていること。
- ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。

E. 建設費・操業費

- ・ 各設備の建設費の見積額が適切であること。
- ・ 建設計画及び操業計画と整合性があること。

F. その他

- ・ 非技術的事項に係る評価において、契約条件その他から、輸送される石油等が生産される油ガス田の生産動向が、パイプライン事業の経済性等に重要な影響を及ぼすと判断される場合、当該油ガス田の可採埋蔵量、生産計画等と整合性がある通油(ガス)計画が策定されていること。

<p>③ 探鉱資産評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な探鉱資産について地質的有望性、油ガス期待値、原始埋蔵量、可採埋蔵量が評価されていること</li> <li>・ 豊富な探鉱実績を有すること。</li> <li>・ 実施された探鉱が一定の成功を収めていること。</li> <li>・ 探鉱の実績がその方針と比較して差異が小さいこと。</li> </ul> <p>(地質的有望性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下 A～E 項目の機構評価値の積を地質的成功確率とする。ただし、Direct Hydrocarbon Indicator (DHI) 評価が可能な場合は、機構評価の DHI 指標を加味した数値を地質的成功確率として取扱う。</li> <li>・ 上記により算定される地質的成功確率が原則として 10%程度以上であること。</li> </ul> <p>A. 熟成根源岩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機炭素含有率が高く、十分な層厚及び面積を有する質の良い根源岩がフェッチエリア(プロスペクトへ炭化水素を供給したと想定されるエリア)に存在すること。</li> <li>・ フェッチエリアに分布する根源岩が熟成していること。</li> </ul> <p>B. 炭化水素の移動集積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロスペクトと熟成根源岩分布域の位置関係が炭化水素の移動・集積に適しており、両者間に高浸透層のキャリアベッド、断層、フラクチャー等の移動経路が存在すること。</li> <li>・ 熟成、移動時期がトラップ(クロージャー+シール)形成時期より遅いか、又は同時期であること。</li> </ul> <p>C. 貯留岩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炭化水素を貯留可能な岩石が存在すること。</li> <li>・ 同岩石が十分な孔隙率及び浸透率を有すること。</li> </ul> <p>D. クロージャー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信頼度の高い構造型クロージャー又は層位封塞型クロージャー等が存在すること。</li> </ul> <p>E. 炭化水素の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炭化水素を保持可能な低浸透性のシール(帽岩、断層等)が存在すること及</li> </ul>	<p>-</p> <p>○</p>
-----------------	---	-------------------



び炭化水素集積後の構造運動等による鉱床の破壊及び炭化水素の変質がないこと。

(未発見構造の原始埋蔵量、可採埋蔵量)

- ・ 地震探鉱データ及び周辺坑井データ等と整合性のあるパラメーター(ネット岩石容量、孔隙率、油ガス飽和率、容積係数等)が設定され、確率論的手法により原始埋蔵量分布が算出されていること。
- ・ 油ガス田データ等と整合性のある回収率が設定され、確率論的に可採埋蔵量分布が算出されていること。

(既発見構造の原始埋蔵量、可採埋蔵量)

上記①記載の原始埋蔵量、可採埋蔵量と同じ

(探鉱計画)

- ・ 探鉱量(物理探鉱測線長、試探掘坑井数等)が、地質的有望性、契約条件(義務作業量等)及び既往探鉱実績を踏まえたものであり、個々の作業の仕様及び作業量(地震探鉱測線配置、坑井位置、掘削深度等)が適切に計画されていること。
- ・ 既往データと整合性のある油ガス層解析等各種評価作業が計画されていること。
- ・ 探鉱期間、地勢等を踏まえた実施可能な作業工程であること。

(試験生産計画)

- ・ 試験生産が予定されている場合は、試験生産計画(生産規模、生産期間、評価作業、設備計画等)が、対象油ガス層の技術的不確実性を減じ、可採埋蔵量評価の精度向上を目的とした活動として、必要かつ適切な内容となっていること。

(生産計画)

上記①記載の生産計画と同じ。

(開発計画)

上記①記載の開発計画と同じ。

(開発費、操業費)

	<p>上記①記載の開発費、操業費と同じ。</p> <p>(探鉱費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>探鉱計画及び試験生産計画と整合性があること。</li> <li>各費用の見積額が周辺地域の実績等に照らして適切であること。</li> </ul>		
(2) 専門的能力評価		○	○
① 操業体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の円滑な実施に十分な技術スタッフ要員を有すること。</li> <li>適切な生産操業体制、探鉱・開発作業実施体制が構築されていること。</li> </ul>		
② コントラクターとの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なコントラクター調達方針が定められていること。</li> <li>コントラクターとの適切なコミュニケーション体制が構築されていること。</li> </ul>		
③ 操業パフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊富な操業実績を有すること。</li> <li>適切な緊急時対応体制が構築されていること。</li> </ul>		
④ 安全管理・品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理・品質管理について、適切な取り組み方針、実施体制、リスク管理体制が構築されていること。</li> <li>安全管理・品質管理に関する外部認証を有すること。</li> </ul>		
⑤ 社会環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会環境配慮について適切な取り組み方針、実施体制が構築されていること。</li> </ul>		

2. 非技術的事項			
(1) 経営能力評価		○	○
① 経営者(又は組織)の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営者が組織ビジョンを有すること。</li> <li>経営者は企業活動を実施していくにあたって適切な人物であること。</li> </ul>		

② 企業風土	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な事業運営が成されていること。</li> <li>従業員の業務遂行に適切なインセンティブが付与されていること。</li> </ul>		
③ 販売力	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産物について販売契約や、販路が確保されている又は確保される見込みであること。</li> <li>生産物の販売に関して、マーケティング体制が構築されていること。</li> </ul>		
④ 内部統制	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定システム、職務の分離体制、業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムが構築されていること。</li> </ul>		
⑤ 労務・法務・税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象海外事業法人に労務面、法務面、税務面などで事業遂行上支障になるような事象がないこと。</li> <li>過去に大きな社内トラブルがある場合、適切に対処されていること。重大な訴訟がある場合、適切に対処されていること。</li> <li>重大な利益相反がないこと。過去にあった場合は、適切に対処されていること。</li> </ul>		
(2) 財務能力評価		○	○
① 会計・決算評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計方針を有すること。偶発債務等の有無について確認していること。</li> <li>適切な監査報告又はそれに代替するものを有すること。</li> </ul>		
② 資金調達方針評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金調達・資金配分について適切な方針・計画を有すること。</li> </ul>		
③ 収益性・安全性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益性や安全性について同業他社との比較などにより分析されており、特に問題がないこと。</li> </ul>		
④ 将来性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象海外事業法人の企業価値がインカムアプローチ他により適切に評価され、十分な将来性があるものと明らかになっていること。</li> </ul>		

(3) 定量的事項

① 上流事業の経済性

- ・ 技術的事項に係る審査により算出された探鉱費、開発費、生産量及び操業費(液化事業又はパイプライン事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、十分な経済性が確保されると判断されること。具体的には、合理的に回収可能と推定される埋蔵量を基礎として算出した事業全体の事業収支の投資収益率(ROR)が下記のとおりであること。

開発生産事業を行っている海外事業法人:原則として7.5%程度以上  
探鉱事業のみを行っている海外事業法人:原則として10%程度以上

○ ○

② 成功・不成功確率を考慮した経済性

- ・ 油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で、成功・不成功確率を考慮した期待値として、投下資本以上の回収が期待できること。具体的には、事業全体の事業収支の期待現在価値(ENPV)=成功確率×成功時の期待収支の現在価値+不成功確率×不成功時の期待収支の現在価値が原則正の値であること。

(注) 成功確率: 経済限界以上の埋蔵量が発見される確率

成功時の期待収支: 経済限界以上の埋蔵量が発見された場合の事業収支

不成功確率: 経済限界以上の埋蔵量が発見されない確率

不成功時の期待収支: 経済限界以上の埋蔵量が発見されない場合の事業収支

- ○

③ 機構出資の経済性

- ・ 機構出資の経済性を評価し、十分な経済性が確保されると判断されること。具体的には、機構が行う出資に係る投資収益率(ROR)が下記のとおりであること。

開発生産事業を行っている海外事業法人:原則として7.5%程度以上  
探鉱事業のみを行っている海外事業法人:原則として10%程度以上

○ ○

④ 事業のリスク  
(感度分析)

- ・ 油価(ガス価)、生産量、開発費及び経済性に大きな影響を及ぼすその他の要素につき感度分析を行い、条件が悪化した場合にも投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。
- ・ 出資先が資金の借入を行っている場合又は予定されている場合は、事業環境が悪化した場合においても、事業継続が可能な資金計画の確保が相当程度確実と判断されること。

○ ○

(4) 政策的事項

○ ○

		・ (国の定める採択基本方針に準ずる)		
(5) 事業環境事項			○	○
① カントリーリスク		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資の対象となっている海外事業法人の存続に問題がないと見込まれること。</li> <li>・ その他国際情勢等を踏まえ、事業実施に特段の障害がないと見込まれること。</li> </ul>		

## B. 出資採択申請者評価

審査項目	審査基準等	開発生産	探鉱事業のみ
(1) 企業戦略との関係		○	○
① 買収又は資本提携の目的と事業戦略上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買収又は資本提携の目的が明確であること。</li> <li>・ 海外事業法人の買収又は海外事業法人との資本提携が、出資採択申請者の事業戦略において適切なものと位置付けられること。</li> </ul>		
② 買収後又は資本提携後の海外事業法人運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買収後又は資本提携後の当該海外事業法人の経営方針が適切であると見込まれること。</li> <li>・ 買収後又は資本提携後の当該海外事業法人へのガバナンス・経営資源の配分が適切であると見込まれること。</li> </ul>		
③ 期待されるシナジー効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外事業法人の買収や海外事業法人との業務提携契約等の締結による出資採択申請者への効果が適切であると見込まれること。</li> </ul>		
④ 将来性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買収後又は資本提携後の出資採択申請者の企業価値評価が良好であること。</li> </ul>		

(2) 経営能力等		○	○
① 経営チームの能力、 企業風土	・ 適切な経営能力を有すること。		
② 内部統制	・ 意思決定システム、職務の分離体制、業務のモニタリング・内部監査システムなど適切な内部統制システムが構築されていること。		
③ 収益性・安全性評価	・ 収益性や安全性について同業他社との比較などにより分析されており、特に問題がないこと。		
④ 資金調達力評価	・ 資金調達・資金配分について適切な方針・計画を有すること。		
(3) その他		○	○
① 日本への持ち込み	・ 我が国のエネルギー安全保障に係る危機時等機構が求める場合には、直接又は代替手段により、出資採択申請者の海外事業法人に対する出資比率又は海外事業法人が有する資産の権益比率等に基づく引取量等相当の石油等を日本に持ち込むことを努めると見込まれること。代替手段による日本への持ち込みが見込まれる場合は、その方法が妥当であると判断されること。		

## 【別表2】海外事業法人買収等資金に係る債務保証採択審査基準

### A. 海外事業法人評価

審査項目	審査基準等
1. 技術的事項	
(1) 資産評価	
① 生産資産評価	・ 別表1に同じ
② 開発資産評価	・ 別表1に同じ
(2) 専門的能力評価	
① 操業体制	・ 別表1に同じ
② コントラクターとの関係	・ 別表1に同じ
③ 操業パフォーマンス	・ 別表1に同じ
④ 安全管理・品質管理	・ 別表1に同じ

⑤ 社会環境への配慮	・ 別表1に同じ
------------	----------

## 2. 非技術的事項

### (1) 経営能力評価

① 経営者(又は組織)の能力	・ 別表1に同じ
② 企業風土	・ 別表1に同じ
③ 販売力	・ 別表1に同じ
④ 内部統制	・ 別表1に同じ
⑤ 労務・法務・税務	・ 別表1に同じ

### (2) 財務能力評価

① 会計・決算評価	・ 別表1に同じ
-----------	----------



② 資金調達方針評価	・ 別表1に同じ
③ 収益性・安全性評価	・ 別表1に同じ
④ 将来性評価	・ 別表1に同じ

(3) 定量的事項

① 保証対象債務の返済の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術的事項に係る審査により算出された主要油ガス田の開発費、生産量及び操業費(液化事業又はパイプライン事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、保証対象借入金の返済が支障なくできると判断されること。具体的には、保証対象借入金債務の返済期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。</li> </ul>
	<p>DCR=(元利返済に充当可能な原資の現在価値)          〳(借入金合計額)</p> <p>(注) 保証先会社が保証対象借入金債務以外の借入金債務を負っている場合には、当該借入金も含めた借入金合計額を分母とする。</p>
② 事業のリスク(感度分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業環境が悪化した場合においても、保証対象借入金債務の返済が相当程度確実と判断されること。</li> <li>・ 具体的には、原則として生産量見通し、開発費見通し、操業費見通し、油価(ガス価)及び為替レートのいずれの要素についても、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合(他の要素は上記の一定条件とする)において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。</li> </ul>
③ 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入予定額が開発計画と整合性があり、借入条件が妥当なものであること。</li> <li>・ 返済計画が生産・操業計画に基づく事業の資金収支と整合性があること。</li> </ul>

(4) 政策的事項

		・ 別表1に同じ
(5) 事業環境事項		
	カントリーリスク	・ 別表1に同じ

**B. 債務保証採択申請者評価** (別表1の「出資採択申請者」は「債務保証採択申請者」と読み替えるものとする。)

審査項目	審査基準等
(1) 企業戦略との関係	
① 買収又は資本提携の目的と事業戦略上の位置付け	・ 別表1に同じ
② 買収後又は資本提携後の海外事業法人運営方針	・ 別表1に同じ
③ 期待されるシナジー効果	・ 別表1に同じ
④ 将来性評価	・ 別表1に同じ
(2) 経営能力等	

① 経営チームの能力、 企業風土	・ 別表1に同じ
② 内部統制	・ 別表1に同じ
③ 収益性・安全性評価	・ 別表1に同じ
④ 資金調達力評価	・ 別表1に同じ
(3) その他	
① 日本への持ち込み	・ 別表1に同じ